



不動産の問題まるっと解決！
おしえて底地くん

Q.底地権と借地権ってそもそも何ですか？

A.底地権とは土地所有者が第三者に土地を貸し、地代収入を得ている土地所有権のことを指す通称です。地主さんは自己使用できません。借地権とは建物を建てるための土地利用権を指します。借地権の譲渡等する際に地主さんの承諾が必要になるなどの制約がかかります。ざっくりいうと土地と建物の権利が分かれている状態です。

お知らせ

共有持分事業について

株式会社サンセイランディックでは、2025年1月より「共有持分買取事業」を開始しております。

当社は創業以来、底地や借地権、居抜き物件など権利関係が複雑な不動産の取引に特化し、30年以上にわたる権利調整のノウハウを蓄積してまいりました。共有持分買取事業は、当社の強みである「不動産権利調整」の専門性を最大限に活かした新たな取り組みです。おかげ様で、事業開始以来、全国から多数のお問い合わせを頂いております。

共有持分は、複数の所有者が存在することで売却が困難になるケースや、相続問題などで権利関係が複雑化するケースが少なくありません。当社では、これまで培ってきた権利調整スキルと交渉力を活かし、「分かれている権利をひとつにすることによって不動産本来の価値を取り戻す」という当社の理念に基づいたサービスを提供しております。

また、当社が買い取った物件を再販売する際には、基本的にはご紹介いただいた先にはお声掛けさせていただき、お取引先様との信頼関係を大切にしております。

この事業に関しまして、ご興味やご質問がありましたら、営業担当者にお問い合わせください。

底地・築古収益物件・共有持分

情報お寄せください！



株式会社サンセイランディック

〒100-6921

東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング21F

TEL : 03 - 5252 - 7515 (営) FAX : 03 - 5252 - 7516

Email : Info@sansei-l.co.jp

札幌支店

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西2-2-1

NX札幌ビル7F

TEL:011-261-3960 (代) / FAX:011-261-3955

仙台支店

〒984-0051

宮城県仙台市若林区新寺一丁目2-26

小田急仙台東口ビル8F

TEL:022-742-2411 (代) / FAX:022-742-2412

名古屋支店

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内3-20-17

KDX桜通ビル10F

TEL:052-955-6380 (代) / FAX:052-955-6389

京都支店

〒600-8008

京都府京都市下京区四條通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング6F

TEL:075-241-0188 (代) / FAX:075-241-0199

関西支店

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜3-5-29

日本生命淀屋橋ビル12F

TEL:06-4706-0040(代) / FAX:06-4706-0045

九州支店

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神二丁目8番35号

天神住友生命FJビジネスセンター18階

TEL:092-718-0212(代) / FAX:092-718-0213

